

○厚生労働省告示第四十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第五条第三項第二号、第五条の二の二第一項、第五条の四第一項、第十九条第一項及び第二項ただし書、第二十条第二項へ及びト並びに第二十一条第二号へ及び第九号ただし書並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第二条の四及び第九条並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第五条第三項第二号、第五条の二の二第一項、第五条の四第一項、第十九条第一項及び第二項ただし書、第二十条第三号へ及びト並びに第四号口、第二十一条第三号へ、第二十五条の四並びに第三十二条本文及びただし書の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から適用する。

平成三十年三月五日

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示

第一条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

	改	正	後
	改	正	前
第一 （略）			
第一の二 療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める選定療養			
厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第495号）第二条第四号及び第五号に掲げるもの			
第一の三（第一の五） （略）			
第一の六 療担規則第五条の二の二第一項及び療担基準第五条の二の二第一項の厚生労働大臣の定める公費負担医療			
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項各号に掲げる医療に関する給付（当該給付に関する費用の負担の全額が公費により行われるものと除く。）			

第一 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の評価療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準

二 先進医療に関する基準

(一) 施設基準の設定を求める旨の厚生労働大臣への届出に基づき、施設基準が設定された先進医療であること（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）第三に規定するものを除く。）。

(二) (略)

第二の二 (略)

第三 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準

一 (略)

二 特別の療養環境の提供に関する基準

(一) (略)

(二) 特別の療養環境に係る病床数は、当該保険医療機関の有する病床（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の指定に係る病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の数の五割以下でなければならないものとする。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる要件を満たすものとして承認した保険医療機関にあっては、当該承認に係る病床割合以下とする。

イ・二 (略)

ホ 医科点数表第1章第2部第1節又は歯科点数表第1章第2部第1節に規定する急性期一般入院基本料、七対一入院基本料及び十対一入院基本料、療養病棟入院基本料（特別入院基本料及び夜勤時間特別入院基本料を除く。）並びに有床診療所入院基本料の入院基本料1又は入院基本料4を算定する保険医療機関であること。

ヘ・ト (略)

三 予約に基づく診察

(一) 当該診察は、当該保険医療機関において対面で行われるものであつて、予約診察を行う日時があらかじめ決められていなければならないものとする。

(二) (略)

(三) (略)

四 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察

(一) 当該診察は、当該保険医療機関において対面で行われるものであつて、患者が当該保険医療機関の診療時間以外の時間に診察を受けることを希望した場合にのみ認められるものとする。

五・九 (略)

第二 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の評価療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準

一 (略)

二 先進医療に関する基準

(一) 施設基準の設定を求める旨の厚生労働大臣への届出に基づき、施設基準が設定された先進医療であること（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）第三に規定するものを除く。）。

(二) (略)

第二の二 (略)

第三 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準

一 (略)

二 特別の療養環境の提供に関する基準

(一) (略)

(二) 特別の療養環境に係る病床数は、当該保険医療機関の有する病床（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の指定に係る病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の数の五割以下でなければならないものとする。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる要件を満たすものとして承認した保険医療機関にあっては、当該承認に係る病床割合以下とする。

イ・二 (略)

ホ 医科点数表第1章第2部第1節又は歯科点数表第1章第2部第1節に規定する七対一入院基本料及び十対一入院基本料、療養病棟入院基本料（特別入院基本料及び夜勤時間特別入院基本料を除く。）並びに有床診療所入院基本料の入院基本料1又は入院基本料4を算定する保険医療機関であること。

ヘ・ト (略)

三 予約に基づく診察

(一) 当該診察は、予約診察を行う日時があらかじめ決められていなければならないものとする。

(二) (略)

(三) (略)

四 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察

(一) 当該診察は、患者が当該保険医療機関の診療時間以外の時間に診察を受けることを希望した場合にのみ認められるものとする。

五・九 (略)

第四・第五 (略)

第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に収載されている医薬品（平成三十年十月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、平成三十一
年四月一日以後においては別表第2に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セツコウ及び別表第3に収載されている医薬品

第七 療担規則第十九条第一項ただし書及び療担基準第十九条第一項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第一条第四号に掲げる療養に係る医薬品を使用する場合

二 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準第三項各号に掲げる先進医療に係る薬物を使用する場合

第八 (略)

第九 療担規則第十九条第二項ただし書及び療担基準第十九条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準第三項各号に掲げる先進医療に係る機械器具等を使用する場合

二 厚生労働大臣が定める注射薬等

第十 療担規則第十九条第二項ただし書及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチナナログ、顆粒球コロニーフォーミング因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つてゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対

第四・第五 (略)

第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に収載されている医薬品（平成二十八年十月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、平成二十九年四月一日以後においては別表第2に収載されている医薬品を、同年十月一日以後においては別表第4に収載されている医薬品を、平成三十年四月一日以後においては別表第5に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セツコウ及び別表第3（平成三十年四月一日以後においては別表第6に収載されている医薬品を除く。）に収載されている医薬品

第七 療担規則第十九条第一項ただし書及び療担基準第十九条第一項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第一条第四号に掲げる療養に係る医薬品を使用する場合

二 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準第三項各号に掲げる先進医療に係る薬物を使用する場合

第八 (略)

第九 療担規則第十九条第二項ただし書及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める場合

一 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準第三項各号に掲げる先進医療に係る機械器具等を使用する場合

二 厚生労働大臣が定める注射薬等

第十 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチナナログ、顆粒球コロニーフォーミング因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つてゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対

して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る)、プロスタグラジン I_2 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水(本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る)、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコド製剤、ベタメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、 H_2 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルピプロフェンアキセチル製剤、メトクロラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対する場合に限る)、ダルベポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対する場合に限る)、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレブチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る)、アスピロターゼアルファ製剤、グラチラマーゼ酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤及びゴリムマブ製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十二条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。)

であつて、使用薬剤の薬価(薬価基準)への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年(厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間)を経過していないもの(次に掲げるものを除く。)

コムクロシャンブー〇・〇五%及びカナリア配合錠

して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る)、プロスタグラジン I_2 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水(本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る)、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、 H_2 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルピプロフェンアキセチル製剤、メトクロラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対する場合に限る)、ダルベポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対する場合に限る)、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレブチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る)、アスピロターゼアルファ製剤、グラチラマーゼ酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤及びイキセキズマブ製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十二条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。)

であつて、使用薬剤の薬価(薬価基準)への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年(厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間)を経過していないもの(次に掲げるものを除く。)

ソバルディ錠四〇〇mg(一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る)、ノビコールカブセル一・五mg、エクリラ四〇〇μg、エヌエア三十吸入口(一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る)、ハーボニー配合錠(一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る)、エクメット配合錠HD、エクメット配合錠LD、ゲンボイヤ配合錠、エビデュオゲル、ミカトリオ配合錠、ミケルナ配合点眼液、プレジコビックス配合錠、デシコビ配合錠HT、デシコビ配合錠LT、ヤーズフレックス配合錠、コムクロシャンブー〇・〇五%及びカナリア配合錠

(二) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ 内服薬

アルブラゾラム、エスタゾラム、エチゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼボキシド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾピクロン、ゾルビデム酒石酸塩、タベンタドール、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、プラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、プロチゾラム、プロマゼパム、ベモリン、メダゼパム、メチルフェニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並び有する内服薬並びにメベンゾラート臭化物・フェノバルビタール配合剤及びプロキシリジン・エフェドリン配合剤

ロ・ハ (略)

第十一 療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

一 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールデンハート症候群(鰐弓異常症を含む)、鎖骨頭蓋骨異形成、トリーチャ・コリンズ症候群、ピエール・ロバン症候群、ダウン症候群、ラッセル・シリバース症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ウイードマン症候群、顔面半側萎縮症、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、顔面半側肥大症、エリス・ヴァンクレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、ラダーワイリー症候群、顔面裂、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、歌舞伎症候群、クリップベル・トレノネー・ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症(クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む)、骨形成不全症、フリーマン・シェルダン症候群、ルビンスタイルン・ティビ症候群、染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異常症、六歯以上の先天性部分(性)無歯症、CHARGE症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳胎症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症、ソトス症候群若しくはグリコサミノグリカン代謝障害(ムコ多糖症)若しくはその他顎・口腔の先天異常に起因した咬合異常に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

(二) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ 内服薬

アルブラゾラム、エスタゾラム、エチゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼボキシド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾピクロン、ゾルビデム酒石酸塩、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、プラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、プロチゾラム、プロマゼパム、ベモリン、メダゼパム、メチルフェニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼパムエチル、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにクロルプロマジン・プロメタジン配合剤、メベンゾラート臭化物・フェノバルビタール配合剤及びプロキシリジン・エフェドリン配合剤

ロ・ハ (略)

第十一 療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

一 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールデンハート症候群(鰐弓異常症を含む)、鎖骨・頭蓋骨異形成、トリーチャ・コリンズ症候群、ピエール・ロバン症候群、ダウン症候群、ラッセル・シリバース症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ウイードマン症候群、ロングルグ症候群、先天性ミオパチー(先天性筋ジストロフィーを含む)、顔面半側肥大症、エリス・ヴァンクレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、ラダーワイリー症候群、顔面裂、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、歌舞伎症候群、クリップベル・トレノネー・ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、スティックラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症(クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む)、骨形成不全症、口笛顔貌症候群、ルビンスタイルン・ティビ症候群、常染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分(性)無歯症、チャージ症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳(胎症、クラインフェルターリー症候群、偽性低アルドステロン症(ゴードン症候群)、ソトス症候群又はグリコサミノグリカン代謝障害(ムコ多糖症)に起因した咬合異常に起因する療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

- 三 歯科点数表の第2章第13部区分番号N001に掲げる頸口腔機能診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う顎変形症(顎離断等の手術を必要とするものに限る)の手術前後における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合
- 第十二 療担基準第二十条第四号口の処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合
- 一 悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤(注射薬を除く)の支給を目的とする処方箋を交付する場合
 - 二 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方箋を交付する場合
 - 三 抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る)の支給を目的とする処方箋を交付する場合
 - 四 インターフェロン製剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る)の支給を目的とする処方箋を交付する場合
 - 五 血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体(活性複合体の支給を目的とする処方箋を交付する場合)
 - 六 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方箋を交付する場合
 - 七 診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表(以下「調剤点数表」という。)の第4節区分番号30に掲げる特定保険医療材料の支給を目的とする処方箋を交付する場合
 - 八 エリスロボエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてあるものに対する)の支給を目的とする処方箋を交付する場合
 - 九 ダルベボエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてあるものに対する)の支給を目的とする処方箋を交付する場合
 - 十 人工腎臓用透析液(在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る)の支給を目的とする処方箋を交付する場合
 - 十一 血液凝固阻止剤(在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る)の支給を目的とする処方箋を交付する場合
 - 十二 生理食塩水(在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る)の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- 第十三 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(以下「薬担規則」という。)第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める掲示事項
- 一 調剤点数表の第2節区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料に関する事項
- 二・三 (略)
- 第十三の二、第十五 (略)

- 三 歯科点数表第2章第13部区分番号N001に掲げる頸口腔機能診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う顎変形症(顎離断等の手術を必要とするものに限る)の手術前後における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合
- 第十二 療担基準第二十条第四号口の処方せんの交付に係る厚生労働大臣が定める場合
- 一 悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤(注射薬を除く)の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 - 二 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 - 三 抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る)の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 - 四 インターフェロン製剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る)の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 - 五 血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体(活性複合体の支給を目的とする処方せんを交付する場合)
 - 六 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 - 七 診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表(以下「調剤点数表」という。)の第4節区分番号30に掲げる特定保険医療材料の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 - 八 エリスロボエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてあるものに対する)の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 - 九 ダルベボエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてあるものに対する)の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 - 十 人工腎臓用透析液(在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る)の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 - 十一 血液凝固阻止剤(在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る)の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 - 十二 生理食塩水(在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る)の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- 第十三 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(以下「薬担規則」という。)第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める掲示事項
- 一 調剤点数表の第2節区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料に関する事項
- 二・三 (略)
- 第十三の二、第十五 (略)

別表第1

品 名	規格 単位	内 用 薬	第1部
(あ) アハルナート錠2	2mg1錠	(ア) テアナソート錠6mg デアノソート錠12mg	6mg1錠 12mg1錠
アボラキート錠200mg	200mg1錠	(ア) プリック注シリンジ5μg ブリック注シリソジ10μg	5μg/mL筒 10μg2mL筒
アンタゴスチンカプセル50mg	20mg1錠	(ア) プリック注5mL ブリック注10mL	5μg/mL管 10μg2mL管
アンタゴスチン細粒10%	50mg1カプセル 10%1g	(ア) トシラートカプセル50mg トリデミン錠10mg トーワジール錠2mg トーワジール錠4mg	50mg1カプセル 100mg1カプセル 10mg1錠 2mg1錠 4mg1錠
ウリンメット配合散	1g	(ア) ユニメット配合散 ウリンメット配合錠	10%1g 1錠
ウリンメット配合錠 (元)	0.025mg1錠	(ア) ニスタジール散10% ニスタジール錠10 ニスタジール錠20	10%1g 10mg1錠 20mg1錠
エブカラール錠25μg	0.05mg1錠	(ア) ビタファントF錠25	0.0005%1mL (ア)
エブカラールシロップ5μg/mL	1mg1カプセル	(ア) フリウェル配合錠LD	1mg1カプセル
エメロミンカプセル1mg	2mg1カプセル	(ア) プレクルスカプセル100mg	100mg1カプセル 10%1g
エメロミンカプセル2mg	500mg1g	(ア) プレクルス細粒10%	10cm×14cm1枚 20cm×14cm1枚
L-キサール顆粒500	(ア)	(ア) ベナンジール錠1mg	タツチロンナバップ30 タツチロンナバップ60
ガスオール錠40mg「陽進」	40mg1錠	(ア) メトロック錠10	1mg1錠
(き) キネルダー錠50	50mg1錠	(ア) ヨーピス錠1% ヨーピス錠2.5mg	10%1g 2.5mg1錠
(く) グランパム錠50mg	50mg1錠	(ア) プレクルスカプセル100mg	7cm×10cm1枚 10cm×14cm1枚
(け) ケトブン錠50mg	50mg1錠	(ア) プレクルスカプセル100mg	10cm×14cm1枚 20cm×14cm1枚
(こ) コレボリーア散10%	1g	(ア) ラスブジン錠0.5mg	10%1g
(し) シーサール散10%	10%1g	(ア) スコルパン注20mg	0.5mg1錠
シーサール錠15mg シプロヘプタジン塩酸塩シロップ 0.04%「タイヨー」	15mg1錠 (ア) スロンタックス錠200	(ア) ニスタジール注2mg ニスタジール注10mg ニスタジール注25mg	100mg1錠 200mg1錠 200mg1錠
(そ) ソレンゲ錠80	80mg1錠	(ア) ビタファント注10 ビタファント注25 ビタファント注50	10mg1管 25mg20mL管 50mg20mL管
(ち) チカタレン錠25mg	25mg1錠	(ア) ファモセット注用10mg	10mg1瓶

別表第2

品 名	規格 単位	内 用 薬	第1部
(あ) アシクロビル錠200mg「TCK」	200mg1錠	(ア) アシクロビル錠400mg「TCK」	50mg1瓶
アスピリントаблетки 100 mg 「タイヨー」	400mg1錠	(ア) アスピリントаблетки 100 mg 「タイヨー」	5μg/mL筒
アセトアミノフェン錠200mg (TYK)	200mg1錠	(ア) アセトアミノフェン錠200mg (TYK)	10μg2mL管
アテノロールドライシロップ 10%「EMEC」	10%1g	(ア) アテノロールドライシロップ 10%「EMEC」	10μg2mL管
アミノ安息香酸エチル原末「マル イシ」	1g	(ア) アミノ安息香酸エチル原末「マル イシ」	10%1g
アムロジピン内用ゼリー2.5mg 「TYK」	2.5mg1包	(ア) アムロジピン内用ゼリー2.5mg 「TYK」	2.5mg1包
アムロジピン内用ゼリー5mg「TY K」	5mg1包	(ア) アムロジピン内用ゼリー5mg「TY K」	5mg1包
アラセブリル錠12.5mg「タイヨー」	12.5mg1錠	(ア) アラセブリル錠12.5mg「タイヨー」	12.5mg1錠
アラセブリル錠50mg「タイヨー」	25mg1錠	(ア) アラセブリル錠50mg「タイヨー」	25mg1錠
アラセブリル錠50mg「タイヨー」	50mg1錠	(ア) アラセブリル錠50mg「タイヨー」	50mg1錠

(同) サルボグレラート塩酸塩錠 50mg	50mg1錠	(た)
アルファカルシドールカプセル 0.25mg「タイヨー」	0.25mg1カプセル	15mg1錠
アンブロキソール塩酸塩細粒 1.5%「タイヨー」	1.5%1g	
(イ) イブプロフェン顆粒 20%「タツ ミ」	20%1g	(し)
(ア) エカベトナム顆粒 66.7%「TC	200mg1錠	(ス)
エクセラーゼ配合顆粒 エクセラーゼ配合顆粒 〔同〕 I-メントール (岩城) 塩酸ババペリン散 10%「マルイ ジ」	66.7%1g 1カプセル 1g 1g 10%1g	(セ)
オキシブチニン塩酸塩錠 1mg「タ イヨー」	1mg1錠	(ホ)
オキシブチニン塩酸塩錠 2mg「タ イヨー」	2mg1錠	(ホ)
(か) カベルゴリン錠 0.25mg「トーワ」 カベルゴリン錠 1.0mg「トーワ」	0.25mg1錠 1mg1錠	(ホ)
(き) 強力ビスラーゼ末 1%	1%1g	(ホ)
グリベンクリミド錠 1.25mg「タ イヨー」	1.25mg1錠	(セ)
グリベンクリミド錠 2.5mg「タ イヨー」	2.5mg1錠	(セ)
グリメビリド錠 0.5mg「BMD」	0.5mg1錠	(セ)
グリメビリド錠 1mg「タイヨー」	1mg1錠	(セ)
グリメビリド錠 3mg「タイヨー」	3mg1錠	(セ)
グリメビリド錠 3mg「BMD」	3mg1錠	(セ)
クロルフェニラミンマレイン酸 塩・シロップ 0.05%「ホエイ」	0.05%10ml	(セ)
ケーワンカプセル 10mg	10mg1カプセル	(セ)
ケーワンカプセル 20mg	20mg1カプセル	(セ)
ゲンチアナ末「ヨシダ」 (さ)	10g	(セ)
ザルトプロフェン錠 80mg「テノバ」	80mg1錠	(セ)
(同) サルボグレラート塩酸塩錠 100mg 〔TYK〕	100mg1錠	(テ)
イブプロフェン顆粒 50mg 〔TYK〕	50mg1カプセル	(テ)
テオフイリノ錠 50mg「TYK」 テオフイリノ錠 100mg「TYK」	100mg1錠	(テ)
テオロング顆粒 50% 〔TYK〕	50%1g	(テ)
テモカプリル塩酸塩錠 1mg「N S」	1mg1錠	(テ)
テモカプリル塩酸塩錠 1mg「TYK」 〔TYK〕	200mg1錠	(テ)
テモカプリル塩酸塩錠 1mg「タイ ヨー」	50%1g	(テ)
テモカプリル塩酸塩錠 1mg「TYK」 〔TYK〕	100mg1カプセル	(テ)
ジメリン錠 500mg 〔CK〕	500mg1錠	(テ)
ジルチアゼム塩酸塩錠 30mg「タ イヨー」	30mg1錠	(テ)
ジルチアゼム塩酸塩錠 30mg「日 新」	30mg1錠	(テ)
ジルチアゼム塩酸塩錠 60mg「タ イヨー」	60mg1錠	(テ)
ジルチアゼム塩酸塩錠 60mg「日 新」	60mg1錠	(テ)
テモカプリル塩酸塩錠 2mg「タイ ヨー」	2mg1錠	(テ)
テモカプリル塩酸塩錠 2mg「TYC K」	2mg1錠	(テ)
テモカプリル塩酸塩錠 2mg「N S」	2mg1錠	(テ)
ストマチジン錠 200mg 〔TYK〕	200mg1錠	(テ)
ストマチジン錠 400mg 〔TYK〕	400mg1錠	(テ)
ストマルコンD錠 10mg 〔TYK〕	10mg1錠	(テ)
スピロペント顆粒 0.002% 〔TYK〕	0.002%1g	(テ)
スピラタストトシル酸塩カプセル 50mg「テバ」	50mg1カプセル	(テ)
スピラタストシル酸塩カプセル 100mg「テバ」	100mg1カプセル	(テ)
トケレススマパンスールカプセル 30mg	30mg1カプセル	(テ)
トスフロキサシントシル酸塩錠 75mg「TYK」	75mg1錠	(テ)
トスフロキサシントシル酸塩錠 150mg「TYK」	150mg1錠	(テ)
ナイクリン散 10% 〔TYK〕	10%1g	(テ)
ナイクリン錠 50mg 〔TYK〕	50mg1錠	(テ)
ナイスタチン錠 50万単位「明治」 (セ)	50万単位1錠	(テ)
ニザチジンカプセル 75mg「タイ ヨー」	75mg1カプセル	(テ)
ニザチジンカプセル 150mg「タイ ヨー」	150mg1カプセル	(テ)
ニソルジピン錠 5mg「テバ」 ニソルジピン錠 10mg「テバ」	5mg1錠	(テ)
ソルファ 50mg錠 〔同〕	10mg1錠	(テ)
ソレントミニ錠 0.25mg 〔同〕	0.25mg1錠	(テ)
ネオダルムゾル 〔同〕	79%10ml	(テ)

		(オ)	ノービア内用液 8%	80mg1mL	マグテクト配合内服液分包	10mL	レボメプロマジン細粒 10 % 「アメル」	10%1g	
(は)	パイペラック錠 100mg	100mg1錠	マニカロット錠 5mg	5mg1錠	レボメプロマジン錠 25mg 「アメル」	25mg1錠	レボメプロマジン錠 50mg 「アメル」	50mg1錠	
(同)	パイペラック錠 200mg	200mg1錠	マニカロット錠 10mg	10mg1錠	レボメプロマジン錠 50mg 「アメル」	50mg1錠	レボメプロマジン錠 100mg	100mg1錠	
(同)	バムスターS 100	100%10mL	マニカロット錠 20mg	20mg1錠	マニカロット錠 5mg	5mg1錠	マニカロット錠 50mg 「アメル」	50mg1錠	
(イ)	ビカルタミド錠 80mg 「TYK」	80mg1錠	ビカルタミド錠 10mg 「TYK」	10mg1錠	レマルク錠 100	1g	レマルク錠 100	100mg1錠	
(同)	ピコスルファートナトリウムDS 1% 「EMEC」	1%1g	ビカルタミド錠 12.5mg 「TYK」	12.5mg1錠	ロヒプロノール錠 1	1g	ロヒプロノール錠 1	10mg1錠	
(同)	ビタマル配合錠	1錠	ビカルタミド錠 15mg 「TYK」	15mg1錠	ロヒプロノール錠 2	1.5g	ロヒプロノール錠 2	15mg1錠	
(同)	ビモテリオールカブセル 0.25	0.25mg1カブセル	ビカルタミド錠 25mg 「TYK」	25mg1錠	ロペラミド塩酸塩細粒 0.1 % 「フソード」	0.1%1g	ロペラミド塩酸塩細粒 0.1 % 「フソード」	0.1%1g	
(同)	ヒボテリオールカブセル 0.5	0.5mg1カブセル	ビカルタミド塩酸塩錠 25mg 「TYK」	25mg1錠	ロペラミド塩酸塩錠 0.2 % 「フソード」	0.2%1g	ロペラミド塩酸塩錠 0.2 % 「フソード」	0.2%1g	
(同)	ピルシカイニド塩酸塩錠 25mg 「三和」	25mg1錠	ピルシカイニド塩酸塩錠 50mg 「三和」	50mg1錠	ミグレン「マライン」	1g	ミグレン「マライン」	50mg1錠	
(同)	ピルシカイニド塩酸塩錠 50mg 「三和」	50mg1錠	ミグレン「マライン」	1g	ミグレン「マライン」	1g	ミグレン「マライン」	50mg1錠	
(同)	ファモチジン錠 10mg 「イセイ」	10mg1錠	メキシレチン塩酸塩カブセル 50mg 「TCK」	50mg1カブセル	メキシレチン塩酸塩カブセル 50mg 「TCK」	1g	メキシレチン塩酸塩カブセル 50mg 「TCK」	50mg1錠	
(同)	フェナゾツクスカブセル 50mg 「イセイ」	20mg1錠	メキシレチン塩酸塩カブセル 100mg 「TCK」	100mg1カブセル	メキシレチン塩酸塩カブセル 100mg 「TCK」	1g	メキシレチン塩酸塩カブセル 100mg 「TCK」	100mg1錠	
(同)	ブチルスコポラミン臭化物錠 10mg 「YD」	10mg1錠	メバトルテ細粒 0.5 %	0.5%1g	アゼリオ静注液 1000mg 「アデシノンP」	10mg1管	アゼリオ静注液 1000mg 「アデシノンP」	10mg1管	
(同)	ブランカルカスト DS 10 % 「TYK」	10%1g	メバトルテ錠 1 %	1%1g	アデシノンP注射液 20mg 「アミグランド輸液」	20mg1管	アデシノンP注射液 20mg 「アミグランド輸液」	20mg1管	
(同)	ブルムヘキシン塩酸塩シロップ 0.2 % 「タインヨー」	0.2%1mL	メバトルテ錠 5	5mg1錠	アミグランド輸液 500mL1キット 「アミグランド輸液」	500mL1キット	アミグランド輸液 500mL1キット 「アミグランド輸液」	500mL1キット	
(同)	ブルムヘキシン塩酸塩シロップ 0.2 % 「タインヨー」	0.2%1mL	メルブラールカブセル 300	300mg1カブセル	アミグランド輸液 850mL1キット 「アミグランド輸液」	850mL1キット	アミグランド輸液 900mL1キット 「アミグランド輸液」	900mL1キット	
(同)	ブルムヘキシン塩酸塩シロップ 0.2 % 「タインヨー」	0.2%1mL	新「ユビデカレノンカブセル 5mg 「日	5mg1カブセル	ワナルフア内用液 0.5 μg/mL 「第2部 注射薬」	品名	ワナルフア内用液 0.5 μg/mL 「第2部 注射薬」	0.5μg1mL	
(同)	ペガ錠 100mg	100mg1錠	新「ユビデカレノンカブセル 5mg 「日	5mg1カブセル	アセリオ静注液 1000mg 「アデシノンP」	100mg1管	アセリオ静注液 1000mg 「アデシノンP」	100mg1管	
(同)	ペガ錠 200mg	200mg1錠	新「ユビデカレノンカブセル 5mg 「日	5mg1カブセル	アセリオ静注液 2000mg 「アデシノンP」	200mg1管	アセリオ静注液 2000mg 「アデシノンP」	200mg1管	
(同)	ペグリラートOD錠 0.2mg	0.2mg1錠	(イ)	メバトルテ細粒 1 %	1%1g	アミグランド輸液 500mL1キット 「アミグランド輸液」	500mL1キット	アミグランド輸液 500mL1キット 「アミグランド輸液」	500mL1キット
(同)	ペグリラートOD錠 0.3mg	0.3mg1錠	(同)	メバトルテ錠 5	5mg1錠	アミグランド輸液 850mL1キット 「アミグランド輸液」	850mL1キット	アミグランド輸液 900mL1キット 「アミグランド輸液」	900mL1キット
(同)	ペグリラート錠 0.2mg	0.2mg1錠	(同)	メバトルテ錠 10 %	10mg1錠	アミグランド輸液 900mL1キット 「アミグランド輸液」	900mL1キット	アミグランド輸液 950mL1キット 「アミグランド輸液」	950mL1キット
(同)	ペグリラート錠 0.3mg	0.3mg1錠	(同)	メバトルテ錠 20mg 「アミグランド輸液」	20mg1錠	アミグランド輸液 950mL1キット 「アミグランド輸液」	950mL1キット	アミグランド輸液 1000mL1キット 「アミグランド輸液」	1000mL1キット
(同)	ペニジピン塩酸塩錠 0.3mg	0.3mg1錠	(同)	メバトルテ錠 25mg 「アミグランド輸液」	25mg1錠	アミグランド輸液 1000mL1キット 「アミグランド輸液」	1000mL1キット	アミグランド輸液 1050mL1キット 「アミグランド輸液」	1050mL1キット
(同)	ペニジピン塩酸塩錠 2mg 「TYK」	2mg1錠	(同)	メバトルテ錠 30mg 「アミグランド輸液」	30mg1錠	アミグランド輸液 1050mL1キット 「アミグランド輸液」	1050mL1キット	アミグランド輸液 1100mL1キット 「アミグランド輸液」	1100mL1キット
(同)	ペニジピン塩酸塩錠 4mg 「TYK」	4mg1錠	(同)	メバトルテ錠 35mg 「アミグランド輸液」	35mg1錠	アミグランド輸液 1100mL1キット 「アミグランド輸液」	1100mL1キット	アミグランド輸液 1150mL1キット 「アミグランド輸液」	1150mL1キット
(同)	ボドニンS配合顆粒	1g	(同)	メバトルテ錠 40mg 「アミグランド輸液」	40mg1錠	アミグランド輸液 1150mL1キット 「アミグランド輸液」	1150mL1キット	アミグランド輸液 1200mL1キット 「アミグランド輸液」	1200mL1キット
(同)	ホモクロミン錠 10mg	10mg1錠	(同)	リスペリドン錠 1mg 「タイヨー」	1mg1錠	リスペリドン錠 10mg 「タイヨー」	10mg1錠	リスペリドン錠 10mg 「タイヨー」	10mg1錠
(同)	ポンタール錠 250mg	250mg1錠	(同)	リスペリドン錠 2mg 「タイヨー」	2mg1錠	リスペリドン錠 20mg 「タイヨー」	20mg1錠	リスペリドン錠 20mg 「タイヨー」	20mg1錠
(同)	エルネオバ2号輸液		(同)	リスペリドン錠 3mg 「タイヨー」	3mg1錠	リスペリドン錠 30mg 「タイヨー」	30mg1錠	リスペリドン錠 30mg 「タイヨー」	30mg1錠
(同)	エルネオバ1号輸液		(同)	リスペリドン錠 10mg 「テバ」	10mg1錠	リスペリドン錠 100mg 「テバ」	100mg1錠	リスペリドン錠 100mg 「テバ」	100mg1錠

(ス)	エルネオパ2号輸液 エルネオパ2号輸液 L-メチオニン注射液 100mg 「日 本臓器」	1.50mL1キット 2.00mL1キット 5%2mL1管	(ち)	チエナム点滴静注用 0.25g	250mg1瓶	(ス)	テルミシールクリーム 1%	1.61g
(ホ)	オフチレイ 320 注シリソジ 40 mL オフチレイ 320 注シリソジ 50 mL オフチレイ 350 注シリソジ 50 mL	67.8%40mL1筒 67.8%50mL1筒 74.1%50mL1筒	(ト)	トリバレン 1号輸液 トリバレン 2号輸液 (ス)	600mL1袋 600mL1袋	(ス)	ノードマントローチ 0.25mg	0.25mg1錠
(カ)	ガドジアミド静注 32%シリソジ ガドジアミド静注 32%シリソジ ガドジアミド静注 32%シリソジ	50国際単位0.5mL1瓶 75国際単位0.5mL1瓶 300国際単位1筒	(ス)	フォリスチム注 50 フォリスチム注 75 フォリスチム注 300 IUカートリ ツジ	600mL1袋 600mL1袋 600mL1袋	(ス)	ヒアルロン酸Na 二点眼液 ヒアルロンサンミニ二点眼液 0.3% PSゾロン点眼液 0.11% 「日点」	0.3%0.4mL1個 0.3%0.4mL1個 0.1%1mL
(カ)	ガドジアミド静注 32%シリソジ ガドジアミド静注 32%シリソジ ガドジアミド静注 32%シリソジ	32.3%5mL1筒 32.3%10mL1筒 32.3%20mL1筒	(ス)	ツジ ツジ ツジ	600mL1袋 600mL1袋 600mL1袋	(ス)	ビレノキシン点眼用 0.005% 「二 ビト」	0.005%1mL(溶解後 液として)
(カ)	ガドジアミド静注 32%シリソジ ガドジアミド静注 32%シリソジ ガドジアミド静注 32%シリソジ	32.3%15mL1筒 32.3%20mL1筒 32.3%20mL1筒	(ス)	アドレナリン静注 900 IUカートリ アドレナリン静注 900 IUカートリ アドレナリン静注 900 IUカートリ	900国際単位1筒 900国際単位1筒 900国際単位1筒	(ス)	アドレナリン静注 900 IUカートリ アドレナリン静注 900 IUカートリ アドレナリン静注 900 IUカートリ	1.4%1g 1g 1g
(カ)	ガドベンテト酸メグルミン静注液 ガドベンテト酸メグルミン静注液 ガドベンテト酸メグルミン静注液	37.14%シリソジ 5mL 「トーワ」 37.14%シリソジ 10mL 「トーワ」 37.14%シリソジ 15mL 「トーワ」	(ス)	ペガシス皮下注 45 μg ペガシス皮下注 45 μg ペガシス皮下注 45 μg	45μg0.5mL1瓶 45μg0.5mL1瓶 45μg0.5mL1瓶	(ス)	ヘハペリン類似物質グル 0.3% 「テ バ」	1g
(カ)	ガドベンテト酸メグルミン静注液 ガドベンテト酸メグルミン静注液 ガドベンテト酸メグルミン静注液	37.14%シリソジ 10mL 「トーワ」 37.14%シリソジ 15mL 「トーワ」 37.14%シリソジ 20mL 「トーワ」	(ス)	ライボミンS点滴液 ライボミンS点滴液 ライボミンS点滴液	1mL1管 1mL1管 1mL1管	(ス)	モクタール (も)	モクタール (も)
(カ)	リリアジン静注用 0.5g リリアジン静注用 1g リリアジン静注用 2 g	37.14%20mL1筒 37.14%シリソジ 20mL 「トーワ」 (カ)	(ス)	リリアジン静注用 0.25g リリアジン静注用 1g リリアジン静注用 2 g	250mg1瓶 500mg1瓶 1g1瓶 2g1瓶	(ス)	ラベンダー油 (れ)	10g
(カ)	クリアクター静注用 160万 クリアクター静注用 160万	160万国際単位1瓶 160万国際単位1瓶	(ス)	ロヒフェール静注用 2mg ロヒフェール静注用 2mg ロヒフェール静注用 2mg	2mg1管 2mg1管 2mg1管	(ス)	レボプロキサシン点眼液 0.5% 「アメル」	0.5%1mL
(カ)	コンドロイチン硫酸ナトリウム注 200mg 「ハラサワ」	1%20mL1管 (ス)	(ス)	第3部 外用薬	品名	品名	第1部 注射薬	規格 単位
(カ)	シプロフロキサシン点滴静注液 シプロフロキサシン点滴静注液 シメチジン注射液 200mg 「トー ワ」	200mg100mL1袋 300mg150mL1袋 10%2mL1管	(ス)	規 格 单 位	F D G S キャン注 (ス)	F D G S キャン注 (ス)	規 格 単 位	規 格 单 位
(カ)	アミノ安息香酸エチル軟膏 10% 「マルイシ」	アミノ安息香酸エチル軟膏 10% 「マルイシ」	(ス)	フルデオキシグルコース (18F) 静注 「F R I」	10MBq	(ス)	フルデオキシグルコース (18F) 静注 「F R I」	10MBq
(カ)	H C ソロン点滴液 0.5% 「日点」	0.5%1ml	(ス)	無水エタノール注 「ファイザー」 無水エタノール注 「ファイザー」	5mL1管 5mL1管	(ス)	無水エタノール注 「ファイザー」 無水エタノール注 「ファイザー」	5mL1管
(カ)	スルタムジン静注用 0.5 g スルタムジン静注用 1 g (セ)	(500mg)1瓶 (1g)1瓶	(ス)	キンクローン軟膏 0.05% (ス)	0.05%1g 10mL	(ス)	アイノフロー吸入用 800 p p m (ス)	アイノフロー吸入用 800 p p m
(カ)	セロトーン静注液 10 mg (ス)	10mg2mL1管	(ス)	アグリセリンカリ液 「マルイシ」 アグリセリンカリ液 「マルイシ」	10g	(ス)	オラネジン液 1.5%消毒用アブリ ケータ 10 mL (ス)	1.5%10mL1管
(カ)	ゾフラン注 2 (ス)	2mg1mL1管 4mg2mL1管	(ス)	セリチル酸原末 「マルイシ」 (ス)	10%10mL 5%1g	(ス)	テゴー51消毒液 10% テラジアペスタ 5%	1.5%25mL1管

<p>オラネシン消毒液 1.5 %</p> <p>第3部 歯科用薬剤</p> <p>品名</p> <p>規格 単位</p> <p>カルビタル アンモニア銀液 キヤナルクリーナー歯科用液 メトコール クリアエフシー クレオドン サホライド・RC液歯科用 3.8 % 〔回〕歯科用アンチホルミン 〔回〕歯科用ホルムクリゾール 〔回〕水酸化カルシウム 〔回〕スオクリーナー「セキネ」</p> <p>1.5%10mL</p>
<p>ペリオドン</p> <p>〔歯組織消炎剤〕</p> <p>カルバミン・グアヤコールFG</p> <p>〔「ネオ」〕</p> <p>ホルムクリゾールFC 「ネオ」</p> <p>メトコール</p> <p>モルホニン歯科用液</p> <p>〔鎮痛 鎮静消毒剤〕</p> <p>キヤンフェニック 「ネオ」</p> <p>クロロフェン</p> <p>サホライド液歯科用 38 %</p> <p>歯科用カルボール</p> <p>〔回〕歯科用フェノール・カンフル</p> <p>村上キャンファニック</p> <p>〔覆罩剤〕</p> <p>〔回〕ネオオダイン</p> <p>〔回〕ハカルパックV</p>
<p>ペリオドン</p> <p>〔歯組織消炎剤〕</p> <p>クロル亜鉛液</p> <p>〔回〕歯科用ヨード・グリセリン</p> <p>〔回〕ネオグリセロール</p> <p>〔回〕ヨードグリコールパスター 「ネオ」</p> <p>〔象牙質知覚過敏鈍麻剤〕</p> <p>Fバニッシュ歯科用 5 %</p> <p>〔回〕ダイアデント歯科用ゲル 5 %</p> <p>〔歯肉抑制剤〕</p> <p>バトラー フローデンフォームA 酸性 2 %</p> <p>バトラー フローデンフォームN 拂化ソーダ液</p> <p>拂化ナトリウム液 「ネオ」</p> <p>〔回〕フルオール液歯科用 2 %</p> <p>〔回〕フルオール・ゼリー歯科用 2 %</p> <p>2%1g</p>
<p>〔回〕第10 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>〔回〕(略)</p> <p>〔回〕二 投薬期間に上限が設けられている医薬品</p> <p>〔回〕(略)</p> <p>〔回〕(I) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号へ厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬</p> <p>〔回〕イ 内服薬</p> <p>〔回〕アルプラゾラム、エスタゾラム、エチゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼバム、クロチアゼバム、クロルジアゼボキシド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾピクロン、ゾルピテム酒石酸塩、タベンタドール、トリアゾラム、ニメタゼバム、ハロキサゾラム、ヒドロモルフォン、プラゼバム、フルジアゼバム、フルニトロゼバム、フルラゼバム塩酸塩、プロチゾラム、プロチゾラム、プロマゼバム、ペモリン、メダゼバム、メチルフェニルアート塩酸塩、モルヒダフィニル、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼブ酸エチル、ロラゼバム又はロルメタゼバムを含有する内服薬並びにメベンゾラート臭化物・フェノバルビタール配合剤及びプロキシフィリン・エフュドリン配合剤</p> <p>〔回〕ロ・ハ (略)</p> <p>〔回〕(III)</p>
<p>(傍線部分は改正部分)</p>